

「特定複合観光施設区域整備法第二章の規定による特定複合観光施設区域に関する国土交通省令(仮称)の案」について(概要)

令和元年 11月19日
観 光 庁

I. 背景

特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「法」という。）は、平成30年7月27日に公布されたところ、法を施行するに当たり、法第2章第1節及び第2節において国土交通省令で定めることとされた事項等について定める必要がある。

II. 概要

1. 実施方針の策定の提案の添付書類（法第7条第1項関係）

実施方針の策定の提案の添付書類のうち国土交通省令で定めるものは、都道府県等に対し実施を求める特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策及び措置がある場合における当該施策及び措置に関する事項を記載した書類とする。

2. 区域整備計画に定める事項の内容（法第9条第2項関係）

(1) 区域整備計画には、法第9条第2項第2号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の所在地及び面積
- ② 特定複合観光施設区域と国内外の主要都市との交通の利便性に関する事項

(2) 区域整備計画には、法第9条第2項第4号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めるものとする。

① 設置運営事業等に関する基本的な事項

- ・ 特定複合観光施設の名称及び所在地
- ・ 特定複合観光施設の床面積の合計
- ・ 特定複合観光施設を構成する施設の配置に関する事項
- ・ 特定複合観光施設の外観の特徴に関する事項（景観及び環境との調和に関する事項を含む。）
- ・ 特定複合観光施設を構成する施設の外観及び内部主要部分の特徴に関する事項
- ・ 設置運営事業等の実施に関する基本的な事項（一の設置運営事業者による設置運営事業の一体的かつ継続的な実施の確保に関する事項を含む。）
- ・ 設置運営事業等の実施に当たり、ユニバーサルデザイン、環境への負荷の低減、多様な文化の尊重及びフェアトレードに関し講ずる措置に関する事項

② 特定複合観光施設を構成する施設の種類、機能及び規模並びに設置及び運営の方針並びに業務の実施体制に関する事項

ア 国際会議場施設に関する事項

- ・ 種類、機能（室ごとの機能及び設備に関する事項を含む。）並びに規模（室ごとの収容人員及び床面積、全ての室の収容人員及び床面積の合計を含む。）

に関する事項

- ・設置及び運営の方針に関する事項（誘致及び開催しようとする国際会議に関する事項、飲食物の提供その他の提供するサービスに関する事項、サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項を含む。）
- ・業務の実施体制に関する事項（関係者の連携及び協力に関する事項（近隣に国際会議場施設又は展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設がある場合には、当該施設との役割分担及び連携に関する事項を含む。）、業務の委託に関する事項を含む。）

イ 展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設に関する事項

- ・種類、機能（室ごとの機能及び設備に関する事項を含む。）並びに規模（室ごとの床面積、全ての室の床面積の合計を含む。）に関する事項
- ・設置及び運営の方針に関する事項（開催しようとする国際的な規模の展示会、見本市その他の催しに関する事項、飲食物の提供その他の提供するサービスに関する事項、サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項を含む。）
- ・業務の実施体制に関する事項（関係者の連携及び協力に関する事項（近隣に国際会議場施設又は展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設がある場合には、当該施設との役割分担及び連携に関する事項を含む。）、業務の委託に関する事項を含む。）

ウ 我が国の観光の魅力の増進に資する施設に関する事項

- ・種類、機能（設備に関する事項を含む。）及び規模に関する事項
- ・設置及び運営の方針に関する事項（我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動の内容に関する事項を含む。）
- ・業務の実施体制に関する事項（関係者の連携及び協力に関する事項、業務の委託に関する事項を含む。）

エ 国内における観光旅行の促進に資する施設に関する事項

- ・種類、機能（特定複合観光施設区域整備法施行令（平成31年政令第72号。以下「令」という。）第4条第2号に掲げる業務を行う機能に関する事項、利用者の需要を満たすことができる適当な規模の対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに適当な規模の待合いの用に供する設備に関する事項を含む。）並びに規模（対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに待合いの用に供する設備の床面積を含む。）に関する事項
- ・設置及び運営の方針に関する事項（令第4条第2号に掲げる業務の内容に関する事項及び使用する外国語に関する事項を含む。）
- ・業務の実施体制に関する事項（関係者の連携及び協力に関する事項、業務の委託に関する事項を含む。）

オ 宿泊施設に関する事項

- ・種類、機能（客室ごとの機能、構造及び設備に関する事項を含む。）並びに規模（客室ごとの床面積、全ての客室の床面積の合計、客室の総数に占めるスイートルームの割合を含む。）に関する事項
- ・設置及び運営の方針に関する事項（飲食物の提供その他の提供するサービスに関する事項を含む。）
- ・業務の実施体制に関する事項（関係者の連携及び協力に関する事項、業務の

- 委託に関する事項を含む。)
- カ 国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設に関する事項
- ・種類、機能（設備に関する事項を含む。）及び規模に関する事項
 - ・設置及び運営の方針に関する事項（提供するサービスに関する事項を含む。）
 - ・業務の実施体制に関する事項（関係者の連携及び協力に関する事項、業務の委託に関する事項を含む。）
- キ カジノ施設に関する事項
- ・種類、機能（設備に関する事項を含む。）及び規模（カジノ施設の数、カジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとして法第 41 条第 1 項第 7 号のカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計を含む。）に関する事項
 - ・設置及び運営の方針に関する事項（提供するサービスに関する事項を含む。）
 - ・業務の実施体制に関する事項（関係者の連携及び協力に関する事項、業務の委託に関する事項を含む。）
- ③ 法第 2 条第 3 項第 2 号に掲げる事業に関する事項
- ④ 設置運営事業等の工程等に関する事項
- ・設置運営事業等の工程
 - ・特定複合観光施設区域の土地に関する所有権の取得等に関する計画
 - ・設置運営事業者（施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者。（2）⑧アを除き、以下同じ。）が特定複合観光施設区域内の土地について所有権等を有するものであることを証する事項その他の設置運営事業者等が当該区域内において設置運営事業等を実施することが可能であることを証する事項
 - ・特定複合観光施設区域が、一の特定複合観光施設を設置する一団の土地の区域として、設置運営事業者等により一体的に管理されるものであることを証する事項
 - ・特定複合観光施設に関する所有権の取得に関する計画
 - ・特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合には、設置運営事業者が当該既存の施設について所有権を有する者であることを証する事項その他の設置運営事業者が特定複合観光施設を所有することが可能であることを証する事項
- ⑤ 特定複合観光施設の維持管理及び設備投資に関する事項（維持管理に要する費用及びその内容、初期投資の金額及びその内容に関する事項を含む。）
- ⑥ 収支計画及び資金計画に関する事項（資金調達に関する事項を含む。）
- ⑦ 防災及び減災のための措置、災害その他の緊急事態の発生の防止又は軽減を図るための措置、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法及び対応に関する体制に関する事項
- ⑧ 設置運営事業等の実施体制に関する事項
- ア 設置運営事業者等に関する事項
- ・設置運営事業者等の役員の氏名又は名称及び住所
 - ・設置運営事業者等が会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定する会社であつて、専ら設置運営事業（施設供用事業者にあつては、施設供用事業）を行うものであることを証する事項
 - ・施設供用事業が行われる場合には、特定複合観光施設の使用、管理その他の

事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項

- ・設置運営事業者等の役員その他の関係者から暴力団員その他特定複合観光施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置に関する事項

イ 設置運営事業者等の議決権等の保有者に関する事項

- ・設置運営事業者等の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所
- ・設置運営事業者等の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資額
- ・設置運営事業者等の議決権等の保有者が法人等であるときは、財務状況及び現に行っている事業の内容に関する事項並びに設置運営事業等に類似する事業の実績がある場合には、その実績に関する事項
- ・設置運営事業者等の議決権等の保有者が個人であるときは、資産及び負債に関する事項並びに所得の状況に関する事項

⑨ カジノ事業の収益その他設置運営事業等の収益を活用した特定複合観光施設の整備その他設置運営事業等の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力に関する事項

⑩ 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止並びにこれらの実施のために必要な体制の整備その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置に関する事項（当該措置の実施のために必要な費用の見込みに関する事項並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため国及び都道府県等が実施する施策への協力に関する事項を含む。）

(3) 区域整備計画には、法第9条第2項第5号に掲げる事項として、特定複合観光施設区域の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善その他の特定複合観光施設区域の整備に伴い必要となる関連する施策並びに当該施策の実施のために必要な体制の整備その他の特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策及び措置に関する事項（当該施策及び措置の実施のために必要な費用の見込みに関する事項を含む。）を定めるものとする。

(4) 区域整備計画には、法第9条第2項第6号に掲げる事項として、国際会議等の誘致、国際観光の振興及びこれらの実施のために必要な体制の整備その他のカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項（当該施策及び措置の実施のために必要な費用の見込みに関する事項を含む。）を定めるものとする。

(5) 区域整備計画には、法第9条第2項第7号に掲げる事項として、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止並びにこれらの実施のた

めに必要な体制の整備その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項（当該施策及び措置の実施のために必要な費用の見込みに関する事項を含む。）を定めるものとする。

- (6) 区域整備計画には、法第9条第2項第8号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ① 特定複合観光施設区域を来訪する観光旅客の数(国内・国外の内訳を示すこと。)の見込み
 - ② 国際会議場施設における国際会議の開催回数及び展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設における国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの開催回数の見込み
 - ③ 令第4条第2号ニに定めるサービスの手配を受けて、観光旅行を行う者の数の見込み
 - ④ 特定複合観光施設区域を来訪する観光旅客が当該区域に滞在中に支出する金額の見込み
 - ⑤ 特定複合観光施設に係る初期投資の金額の見込み
 - ⑥ 特定複合観光施設における雇用者の数の見込み
 - ⑦ その他区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果に関する事項
 - ⑧ ①から⑦までの事項に関する推計方法
- (7) 区域整備計画には、法第9条第2項第9号に掲げる事項として、法第179条第1項に規定する認定都道府県等入場料納入金の使途及び見込額に関する事項を定めるものとする。
- (8) 区域整備計画には、法第9条第2項第10号に掲げる事項として、法第193条第1項に規定する認定都道府県等納付金の使途及び見込額に関する事項を定めるものとする（法第232条に定めるいずれの施策に必要な経費に充てるかを明らかにして定めることとする）。

3. 区域整備計画の添付書類（法第9条第2項関係）

区域整備計画の添付書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 特定複合観光施設区域を表示した付近見取図
- (2) 特定複合観光施設の外観を示す図
- (3) 設計説明書（特定複合観光施設を構成する施設の設計の概要を記載した書類をいう。）
- (4) 特定複合観光施設を構成する施設の位置を表示した配置図
- (5) 特定複合観光施設を構成する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (6) 特定複合観光施設を構成する施設の外観及び内部主要部分を示す図
- (7) 設置運営事業等の工程表
- (8) 設置運営事業者が従前から所有権等を有する土地及び設置運営事業者が所有権の取得等をしようとする土地の境界線を表示した土地の配置図
- (9) 設置運営事業者が特定複合観光施設区域内の土地について所有権等を有する者であ

ることを証する書類その他の設置運営事業者等が設置運営事業等を実施することが可能であることを証する書類

- (10) 特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合には、当該既存の施設の配置図（設置運営事業者が従前から所有権を有する既存の施設と設置運営事業者が所有権を取得しようとする既存の施設の別を明らかにすること。）
- (11) 特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合には、当該既存の施設について所有権を有する者であることを証する書類その他の設置運営事業者が特定複合観光施設を所有することが可能であることを証する書類
- (12) 資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料
- (13) 設置運営事業者等の定款（会社法の規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款）及び当該法人が登記している場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書
- (14) 設置運営事業者等の組織図
- (15) 設置運営事業者等の役員の履歴書
- (16) 設置運営事業者等の議決権等の保有者が法人等であるときは、当該法人等の定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）、財務状況及び現に行っている事業の内容を明らかにする資料並びに設置運営事業等に類似する事業の実績がある場合は、その実績を記載した書類
- (17) 設置運営事業者等の議決権等の保有者が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面、資産及び負債に関する調書並びに所得の状況を明らかにすることができる書類
- (18) 民間事業者の選定が公平かつ公正に行われたことを明らかにするために参考となるべき書類
- (19) 実施協定の案
- (20) 区域整備計画の作成又は申請に関する次に掲げる書類
 - ① 法第9条第5項の協議に関する書類
 - ・協議をしたことを証する書類
 - ・協議の経過及び結果を記載した書類
 - ② 法第9条第6項及び第9項の同意に関する書類
 - ・同意を得たことを証する書類
 - ・同意を得るまでの経緯、当該同意に付された条件がある場合には当該条件、立地市町村等が同意を議会の議決事項とした場合には当該同意に関する議会の議事及び議決を記載した書類
 - ③ 法第9条第7項の公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置に関する書類
 - ・措置を講じたことを証する書類
 - ・講じた措置の内容、経過及びその結果、区域整備計画に住民の意見を反映させた場合には当該意見の区域整備計画への反映に関する事項を記載した書類
 - ④ 法第9条第8項の議会の議決に関する書類
 - ・議決を得たことを証する書類
 - ・議会の議事及び議決を記載した書類
- (21) (20) ③に掲げるもののほか、特定複合観光施設区域の整備の推進に向けた地域の

関係者の合意形成の促進が図られ、かつ、設置運営事業等の長期的かつ安定的な実施に不可欠な地域の関係者との良好な関係の構築がなされていることを明らかにする書類

- (22) 協議会が組織されている場合には、次に掲げる事項を記載した書類
- ① 協議会の構成員
 - ② 法第 12 条第 7 項の規定に基づき協議会の運営に関し必要な事項を定めた場合には当該事項
 - ③ 協議会の開催の実績
 - ④ (20) ①に掲げるもののほか、協議会における協議の経過及びその結果
- (23) 設置運営事業者等及び設置運営事業者等の議決権等の保有者の社会的信用確保に関する書類
- ① 設置運営事業者等の役員、設置運営事業者等の議決権等の保有者、当該議決権等の保有者が法人等であるときは当該法人等の役員に関する次に掲げる書類
 - ・法第 41 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事由のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - ・法第 41 条第 2 項第 2 号イ（8）に掲げる者に該当しないことを確認するため特定複合観光施設区域を整備しようとする区域を管轄する都道府県警察に対し照会をした結果を記載した書類
 - ・法第 41 条第 2 項第 2 号イ（8）に掲げる者に該当しないことを確認するために必要な調査を民間の団体に委託する場合には、当該調査の結果についての報告を記載した書類
 - ② 設置運営事業者等の役員その他の関係者から暴力団員その他特定複合観光施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置を記載した書類
- (24) その他参考となる書類

4. 認定区域整備計画の軽微な変更（法第 11 条第 1 項関係）

認定区域整備計画の軽微な変更は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の所在地の変更（地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更に限る。）
- (2) 認定設置運営事業者等の名称若しくは住所の変更又は代表者若しくはその氏名の変更
- (3) 特定複合観光施設の名称の変更
- (4) 特定複合観光施設の所在地の変更（地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更に限る。）
- (5) 認定設置運営事業者等の役員又はその氏名若しくは名称若しくは住所の変更、認定設置運営事業者等の議決権等の保有者の氏名若しくは名称又は住所の変更、当該認定設置運営事業者等の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者若しくは管理人若しくはその氏名の変更又は役員若しくはその氏名若しくは名称若しくは住所の変更
- (6) その他災害その他の緊急事態の発生又は特定複合観光施設を構成する施設の修繕による特定複合観光施設を構成する施設の機能又は規模の一時的な変更、特定複合観光施設を構成する施設の具体的な設計の作成に伴う特定複合観光施設の床面積の合計若しくは特定複合観光施設を構成する施設の規模又は設置運営事業者等の工程に係

る必要最小限度の変更、認定設置運営事業者等の議決権等の保有者の変更のうち軽微なものその他の認定区域整備計画の内容の実質的な変更を伴わない変更であつて、認定区域整備計画の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるもの

5. 認定区域整備計画の変更の認定の申請（法第 11 条第 1 項関係）

- (1) 認定区域整備計画の変更の認定を受けようとする認定都道府県等は、認定設置運営事業者等と共同して、変更の内容、変更しようとする年月日、変更の理由を記載した申請書を国土交通大臣に提出することとする。
- (2) 申請書には、次に掲げる書類を添付することとする。
 - ① 変更後の認定区域整備計画を記載した書類
 - ② 当該変更に係る認定区域整備計画の添付書類
 - ③ 3 (20) に掲げる書類
 - ④ その他参考となる事項を記載した書類

6. 認定区域整備計画の軽微な変更の届出（法第 11 条第 2 項関係）

- (1) 認定区域整備計画の軽微な変更をした旨の届出をしようとする認定都道府県等は、認定設置運営事業者等と共同して、遅滞なく、変更の内容、変更の年月日、変更の理由を記載した届出書を国土交通大臣に提出することとする。
- (2) 届出書には、次に掲げる書類を添付することとする。
 - ① 変更後の認定区域整備計画を記載した書類
 - ② 当該変更に係る認定区域整備計画の添付書類

7. 区域整備計画の添付書類の内容の変更（法第 11 条第 1 項及び第 2 項関係）

都道府県等は、区域整備計画の添付書類の内容を変更した場合には、5 (1) の申請書又は 6 (1) の届出書を提出するときを除き、設置運営事業者等と共同して、遅滞なく、当該変更の内容を記載した書類に区域整備計画の添付書類のうち変更に係るものを添付して国土交通大臣に提出することとする。

8. 実施協定の記載事項（法第 13 条第 1 項第 7 号関係）

法第 13 条第 1 項第 7 号の国土交通省令で定める実施協定の記載事項は、実施協定の変更に関する事項とする。

9. 実施協定の認可の申請の添付書類（法第 13 条第 3 項関係）

実施協定の認可の申請の添付書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 認定設置運営事業者等の定款及び登記事項証明書
- (2) 特定複合観光施設区域の土地として認定設置運営事業者（施設供用事業が行われる場合には、認定施設供用事業者。15 (1) を除き、以下同じ。）以外の者が所有する土地を使用することとしている場合には、当該土地に関する権利の移転又は設定に関する当該認定設置運営事業者と当該権利を保有する者との合意内容を示す書面
- (3) 特定複合観光施設を構成する施設として認定設置運営事業者以外の者が所有する既存の施設を使用することとしている場合には、当該既存の施設の所有権の移転に関する当該認定設置運営事業者と当該既存の施設の所有者との合意内容を示す書面

- (4) 特定複合観光施設区域の土地の登記事項証明書及び特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合には、当該既存の施設の登記事項証明書
 - (5) その他参考となる事項を記載した書類
10. 実施協定の変更等（法第13条第2項関係）
- (1) 実施協定の変更の認可を申請しようとする認定都道府県等及び認定設置運営事業者等は、変更の内容、変更しようとする年月日、変更の理由を記載した申請書に実施協定の認可の申請の添付書類のうち変更に係るもの及び変更後の実施協定を記載した書類を添えて、これを国土交通大臣に提出することとする。
 - (2) 認定都道府県等及び認定設置運営事業者等は、実施協定の認可の申請の添付書類の内容を変更した場合には、(1)の申請書を提出するときを除き、遅滞なく、当該変更の内容を記載した書類に実施協定の認可の申請の添付書類のうち変更に係るものを添えて国土交通大臣に提出することとする。
11. 実施協定の概要の公表（法第13条第5項前段関係）
- (1) 実施協定の概要の公表は、締結の年月日、認定都道府県等の名称及び認定設置運営事業者等の名称、実施協定の概要について行うこととする。
 - (2) 公表は、
 - ① 公衆の見やすい場所に掲示し、又は閲覧所を設けて閲覧に供する方法
 - ② インターネットを利用して閲覧に供する方法によるものとする。
 - (3) 公表した事項については、少なくとも、実施協定の有効期間の満了の日まで掲示し、又は閲覧に供することとする。
12. 実施協定の変更の概要の公表（法第13条第5項後段関係）
- (1) 実施協定の変更の概要の公表は、変更の年月日、認定都道府県等の名称及び認定設置運営事業者等の名称、変更後の実施協定の概要、実施協定の変更の概要について行うこととする。
 - (2) 11(2)及び(3)は、実施協定の変更の概要の公表について準用することとする。
13. 事業計画の記載事項等（法第16条第1項関係）
- (1) 事業計画には、事業基本計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載することとする。
 - (2) 認定設置運営事業者等は、事業計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を国土交通大臣に提出することとする。
14. 事業計画の公表（法第16条第3項関係）
- (1) 事業計画の公表は、
 - ① 公衆の見やすい場所に掲示し、又は閲覧所を設けて閲覧に供する方法
 - ② インターネットを利用して閲覧に供する方法によるものとする。
 - (2) 公表した事業計画については、少なくとも、当該事業計画に係る事業年度の終了の

日まで掲示し、又は閲覧に供することとする。

15. 特定複合観光施設の営業開始の届出（法第 17 条第 1 項関係）

- （1）特定複合観光施設の営業開始の届出をしようとする認定設置運営事業者は、特定複合観光施設の営業を開始しようとする日の 30 日前までに、営業の開始の年月日を記載した届出書を国土交通大臣に提出することとする。
- （2）届出には、法第 17 条第 1 項の同意を得たことを証する書類を添付することとする。
- （3）届け出た年月日を変更した場合には、認定都道府県等の同意を得て、遅滞なく、変更後の年月日を記載した変更届出書を国土交通大臣に提出することとする。
- （4）変更届出書には、認定都道府県等の同意を得たことを証する書類を添付することとする。

16. 設置運営事業等の廃止に当たり明らかにすべき事項（法第 19 条第 1 項関係）

設置運営事業等の廃止に当たり明らかにすべき事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）認定設置運営事業者等が設置運営事業等の継続を図るために講じた措置の内容
- （2）認定設置運営事業者等が設置運営事業等の廃止に伴う影響をできる限り回避し、又は低減するために講じた措置の内容（設置運営事業等を廃止した後の特定複合観光施設区域の土地及び特定複合観光施設の用に供していた建物の利用又は処分に関する措置の内容並びに当該認定設置運営事業者等に雇用されていた労働者について就職のあっせんその他のその職業及び生活の安定に資するために講じた措置があるときは、当該措置の内容を含む。）
- （3）法第 19 条第 1 項の同意を得たことを証する事項
- （4）その他参考となる事項

17. 立入検査等の身分証明書（法第 29 条第 3 項関係）

質問又は立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める。

18. その他所要の規定の整備を行う。

Ⅲ. 今後のスケジュール（予定）

公布：未定

施行：公布の日